

〈財住金電子契約サービス利用規定〉

財住金電子契約サービス利用規定（以下、「本規定」といいます）は、財形住宅金融株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する財住金電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）を利用者が利用する際に、利用者と当社との間で適用される条件を定めるものです。利用者は、常に最新の本規定を遵守のうえ電子契約サービスを利用するものとします。

第1条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が本サービスの利用を認めた利用者が、パーソナルコンピュータ等により、契約締結および契約内容の確認・閲覧等を行うことができるサービスです。
2. 利用者が本サービスの利用を希望するにあたり、貸金業法上書面で交付すべきとされている契約締結前の書面、契約締結時の書面および受取証書について、インターネット等によるデータ送信により提供を受けることに同意していることを確認します。

第2条（本サービスの利用方法）

1. 本サービスでは、利用者本人の利用であることを確認するため、ID、パスワードおよびPINコードを使用します。
2. 当社は、本サービスの利用を承認した場合、利用者に対し当社所定の方法によりIDおよびパスワードを通知します。IDおよびパスワードを通知したことをもって、本サービスの利用登録が完了するものとします。
3. 電子署名は、利用者の携帯電話端末に送信されるPINコードを用いて行うものとします。

第3条（本サービスの利用環境など）

1. 本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等の当社所定の環境を備えた端末（以下、「端末」といいます）または当社所定の方法を用いて行うものとします。利用者が利用する端末について、当社所定の環境が備わっていても利用者固有の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持については利用者の責任において行うものとし、当社は責任を負いません。
2. 本サービスの動作保証時間は当社所定の日及び時間内とします。ただし、当社は利用者にあらかじめ通知することなくこれを変更できるものとします。なお、メンテナンス等の事由により、本サービスの取扱を一時的に停止する場合があります。
3. 利用者は、前項の場合以外に本サービスに障害が生じたときは、速やかに当社に通知するものとします。

第4条（電子証明書の発行等）

1. 利用者は、電子証明書と利用者鍵（以下、「電子証明書等」といいます）の発行を当社に委託します。
2. 電子証明書等は、当社の依頼に基づき、本サービスの認証局である日鉄ソリューションズ株式会社が公表する日鉄ソリューションズ株式会社 電子証明書発行サービス 証明書ポリシー／認証局運用規程（以下、「CP/CPS」といいます）（<https://www.itis.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/>）に従って発行、管理、運用するものとします。
3. 利用者は、当社と日鉄ソリューションズ株式会社との間で、電子証明書等の発行、管理運用のために必要な範囲内で利用者の個人情報相互に提供・利用されることを承諾するものとします。
4. 電子証明書等の有効期限は発行から2カ月間です。有効期限が到来した電子証明書等について、当社は、当社が必要と判断した場合のみ、更新手続きを行うこととします。また、当社は、利用者の依頼があった場合、第9条に基づきサービスの一時停止等する場合、あるいは当社が必要と認めた場合に有効期限が到来していない電子証明書等についても失効させることができるものとします。
5. 利用者は、電子証明書等の利用にあたり、CP/CPSが規定する利用者が遵守すべき定めに従うものとします。

第5条（電子契約の手続き）

1. 本サービスを利用して申し込んでいただく取引の内容等について、原則として当社が利用者と事前に協議した内容に従って電子契約システム上に入力するものとします。
2. 利用者は、契約内容に誤りがないことを確認したうえで、日鉄ソリューションズ株式会社が発行する電子署名用PINコード（以下、「PINコード」といいます）を使用して電子署名を付すことにより、契約を締結します。
3. 本サービスを利用して締結する各契約は、当社が契約の締結に必要な事務処理をすべて完了した時点（融資の実行が完了した時点）で、その効力を生ずるものとします。
4. 利用者と当社との間で契約内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
5. 契約に訂正、取下げ、取消等が発生した場合は、所定の手続きに従うものとします。

第6条（利用料）

当社は、本サービスの利用料を当社ホームページに別途定めるものとし、利用料を改定することができるものとします。利用料を改定したときは、当社ホームページへの掲示で告知します。

第7条（ID、パスワード、PINコードの管理）

1. 利用者は、IDおよび初期パスワードを受領後、速やかに初期パスワードを変更し、変更後より本サービスの利用を開始するものとします。
2. 利用者は、ID、パスワードおよびPINコードを他者に開示しないものとします。
3. 利用者は、ID、パスワードまたはPINコードを失念した場合、または盗用その他不正使用の恐れがある場合は、直ちに当社所定の方法によりパスワードの変更、PINコードの再発行または本サービスの利用停止の手続きをとるものとします。その際、当社は第4条4の規定に基づき、速やかに発行済の電子証明書等の失効処理を行うものとします。
4. IDおよびパスワードの有効期限は2年間です。PINコードの有効期限は第4条4に規定されている電子証明書等の有効期限と同じです。有効期限が到来したID、パスワードおよびPINコードは使用できなくなります。

第8条（届け出事項の変更）

1. 利用者は、氏名、住所、携帯電話番号、メールアドレスその他の届出事項は、正確かつ完全な情報を届け出るものとし、その内容に変更があった場合には、当社所定の方法により届け出てください。
2. 利用者が前項の変更の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当社からの通知が延着または未着となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第9条（サービスの一時停止・中止）

1. 当社は事前に利用者に対して通知することなく、本サービスの内容を停止できるものとし、そのために利用者が生じた損害について、当社は責任を負いません。
2. 当社は、利用者に対する事前の通知をもって本サービスを休止または廃止することができます。なお、当社に届け出た連絡先に宛てて発送・発信した通知が延着または未着となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 前項の場合、利用者が当社に対して一切の異議を述べず、かつ、本サービスの休止または廃止により利用者が生じた損害について、その賠償の請求は行わないものとし、当社は責任を負いません。

第10条（書面の利用等）

本サービスが利用できない場合並びにそのおそれのある場合、または止むを得ない事情がある場合には、利用者と書面を取り交わすことにより契約締結等各種手続きができることを確認します。

第11条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第12条（サービス利用終了時の登録データの扱い）

利用者は、当社が本サービスを終了する場合、当社が登録データを抹消することに異議を述べないものとします。

第13条（責任）

1. 本サービスに関して利用者が損害を被った場合、利用者は、当社に責めに帰すべき事由がある場合に限り当社に対して賠償を請求できるものとします。
2. 本サービスの提供元である日鉄ソリューションズ株式会社は利用者に対し直接には何らの責任も負わないものとします。利用者は、本サービスの利用に関するすべての要求を当社に対して行うものとします。
3. 利用者は、利用者による本サービスの利用に関して第三者に与えた損害については、当社および日鉄ソリューションズ株式会社が当該第三者に対して責任を負わないことを確認します。

第14条（法令等の遵守）

利用者は、本サービスの利用に関して適用される業法、輸出規制等を含む全ての法規制（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含みます。）を自らの責任で遵守するものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、利用者ならびにその役員および経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを暴力団員等という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、利用者ならびにその役員および経営に実質的に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 本条第1項に基づく表明に虚偽が判明したとき、もしくは同項に基づく確約に反する事実が生じたとき、または、前項に基づく確約に反する事実が生じたときは、本サービスの利用が停止され、または当社からの通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当社に損害が生じた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。

第16条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。